

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）は、指定公共機関に対し、事業の実施に関し適切な措置を講ずること、新型インフルエンザ等が発生したときにも国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう業務を継続することを求めています。

また、同法の規定により、指定公共機関に対しては、その業務を実施するにあたり、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画を作成し、内閣総理大臣に報告するとともに、要旨を公表することが求められています。

これを踏まえ、指定公共機関である東武鉄道株式会社では「新型インフルエンザ等対策業務計画」を定めたところであり、その要旨は次のとおりです。

東武鉄道株式会社 「新型インフルエンザ等対策業務計画」要旨

1. 新型インフルエンザ等対策に関する事項

（1）新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

- ・政府想定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として、お客様の輸送を適切に実施する。
- ・役職員の欠勤状況を基に、新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。

（2）感染対策の検討・実施

マスク着用等咳エチケットの徹底などのお客様に対する呼びかけに努める。

2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制

（1）新型インフルエンザ等対策の実施体制

政府対策本部、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合、新型インフルエンザ等の対応等について協議するため、新型インフルエンザ等鉄道対策本部（対策本部長：鉄道事業本部長）を設置する。

（2）情報収集・共有体制

平素より新しい情報を収集し、発生の段階や状況に応じて臨機応変に対応し、発生時においては、その情報を早急に役職員に周知する体制を確保する。

（3）関係機関との連携

平素より新型インフルエンザ等対策業務を実施するうえで必要となる関係機関においては、連絡体制を確保し協力体制を構築する。

3. その他

（1）教育・訓練

- ・平素より役職員に新型インフルエンザ等の基礎知識、基本的な感染対策を教育するとともに、新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練の実施に努め、国または地方公共団体等が実施する訓練へ参加するように努める。
- ・新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮するものとする。

（2）計画の見直し

適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更する。